

平成30年
第10回那須塩原市教育委員会
定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

〔○期日：平成30年7月26日（木）
○会場：西那須野庁舎3F304会議室〕

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 平成30年7月26日（木）
 - ・開会：午後 3時00分
 - ・閉会：午後 5時20分

2 会場

- 西那須野庁舎 3F 304会議室

3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委員 大澤 真弓
- 委員 神島 仁誓
- 委員 臼井 祥朗
- 委員 田村 伸之

※第8回定例会会議録署名委員

- ・神島 仁誓 委員
- ・臼井 祥朗 委員

※第9回臨時会会議録署名委員

- ・臼井 祥朗 委員
- ・田村 伸之 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 小泉 聖一
- 教育総務課長 平井 克巳
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長補佐 小池 久史
- スポーツ振興課長 織田 康

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 北村 議徳
- 教育総務課総務係長 菊地 直路
- 教育総務課総務係主事 岡村 愛美

6 傍聴人

- 6人

7 教育長報告

- 非公開

8 付議事件

- 議案第1号 那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会への諮問について
(教育総務課) …可決
- 議案第2号 平成31年度使用教科用図書採択について (学校教育課) …可決
- 議案第3号 那須塩原市公民館条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課) …可決
- 議案第4号 那須塩原市いきいきふれあいセンター条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課) …可決
- 議案第5号 那須塩原市ワンパク館条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課) …可決
- 議案第6号 那須塩原市那須野が原博物館条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課) …可決
- 議案第7号 那須塩原市田舎ランド鳴内条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課) …可決
- 議案第8号 那須塩原市奨学生募集要項について (教育総務課) …可決
- 報告第1号 那須塩原市多目的研修センター条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課)
- 報告第2号 那須塩原市高林活力倍增センター条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課)
- 報告第3号 那須塩原市鍋掛地域コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課)
- 報告第4号 那須塩原市農村環境改善センター条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課)
- 報告第5号 那須塩原市那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会貸付金貸付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第6号 那須塩原市PTA連絡協議会補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第7号 那須塩原市郷土芸能保存団体活動費補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課)
- 報告第8号 那須塩原市少年指導員会補助金交付要綱の制定について (生涯学習課)

- 報告第 9 号 那須塩原市ボーイスカウト・ガールスカウト補助金交付要綱の制定について (生涯学習課)
- 報告第 10 号 那須塩原市青少年健全育成協議会委員の任命について (生涯学習課)
- 報告第 11 号 区域外就学及び指定校変更について (学校教育課)
- 報告第 12 号 平成 30 年度準要保護児童生徒の認定について (学校教育課)

■会議録

1 開会

- 午後3時00分、大宮司教育長が平成30年第10回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

それでは、平成30年第10回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○大宮司教育長

21日から夏休みとなり、子ども達は家庭で過ごすようになりましたが、これまで学校はこの猛暑で大変な状況でした。ただし、本市の場合は、小学校20校のうち、エアコンの整備が昨年度中に8校完了していましたので、整備済の学校ではエアコンを利用することができました。実際、学校訪問で各学校を視察した際、整備済の学校では、子ども達が快適に授業を受けているのを確認することができました。

その一方で、エアコンが未整備のある学校を訪問した際は、扇風機をフル稼働させて授業を行っているのを見ました。そのような状況にあっても、夏休み前の最後の授業を熱心に受けている子ども達の姿が印象的でした。

今週は、洋上北海道学習を実施しております。今頃は札幌の見学が終わり苫小牧に向かっているところだと思います。そして、今日の夜はフェリーで過ごし、明日、戻ってきます。今のところ大きなトラブルもなく、天候にも恵まれ、予定通り順調に実施しています。洋上学習の様子については、フェイス・ブックにて発信しておりますので、保護者の皆様もそれを見て安心しているのではないかと考えております。

また、本日は、市内の小中学校に赴任した新規採用教員の研修が行われており、午前中が那須野が原博物館で、午後が塩原のメープルで開催しています。研修生の様子を見たところ、元気な感じであったため、安心しております。研修生に対しては、「先生達の姿を子ども達は見ています。子ども達の期待に応えられるよう、これからも頑張ってください」とお願いしてきたところでございます。このまま無事に夏休みも事故なく、過ごしてもらいたいなと思っております。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

3 会議録の承認

- 大宮司教育長が第8回定例会会議録の承認を求めたところ、内容に異議なく神島委員及び臼井委員が指名され、また、第9回臨時会会議録の承認を求めたところ、内容に異議なく臼井委員及び田村委員が指名され、会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○大宮司教育長

次に、4の「教育長報告」でございます。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思っております。なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

<議案第1号について>

○大宮司教育長

それでは、5の「付議事件」に入ります。

はじめに議案第1号「那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会への諮問について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市学校給食共同調理場設置条例施行規則第5条の規定に基づき、学校給食費の額について、那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会へ諮問することへの議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

来年10月から消費税の増税が予定されているほか、市町村合併以来、一度しか給食費の見直しを行っていないとのこと。現在は、その都度、栄養士の先生や場長が食材等を工夫して献立を検討しているのだと思います。

学校給食共同調理場運営審議会の委員の皆様のお考えがあるかと思いますが、なるべく子どもたちの食育という観点も踏まえつつ、質の良い給食を今後とも提供していただきたいと思います。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

諮問書案の「諮問事項」の欄に、「学校給食費の額について」との記載がありますが、期日の記載がありません。答申の期限は特に設けないということでしょうか。

○教育総務課長

答申期限については特に設けていません。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

学校給食共同調理場運営審議会は、何名の委員で構成しているのでしょうか。また、今後、当件に関しては、何回程度、審議会の会議を開催する予定なののでしょうか。

○教育総務課長

学校代表、PTA代表、医師会代表等から委員の選出をお願いしており、20名を超えるメンバーです。一方、会議の開催数ですが、8月に諮問をし、翌月9月に答申をいただく予定ですので、当件については今のところ2回の会議を考えています。

○大宮司教育長

学校給食共同調理場運営審議会については、毎年、その年度の調理場の運営方針等についても審議していると思いますが。

○教育総務課長

例年だと、このような諮問事項がない限り、年度当初と年度末に年2回、運営方針等を検討するために開催しております。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

学校給食の献立の内容自体に対して、児童・生徒や保護者からの相談はあるのでしょうか。

○教育総務課長

アレルギー関係については、学校や保護者等と調整の上、対応しておりますが、献立の内容自体に対する要望等という点では、特に受け付けておりません。

○大宮司教育長

ちなみに、私たちも計画訪問や学び創造プロジェクトで学校を視察する際は、給食費を負担した上で、試食という形で給食をいただき、子ども達が食べるものと同じものを食べて確認しております。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第1号「那須塩原市学校給食共同調理場運営審議会への諮問について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第2号について>

○大宮司教育長

次に、議案第2号「平成31年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

平成30年7月13日に開催された那須塩原市・那須町採択地区協議会より、平成31年度に使用する小学校・義務教育学校（前期課程）教科用図書、小学校・義務教育学校（前期課程）特別の教科 道徳用教科用図書、中学校・義務教育学校（後期課程）教科用図書、中学校・義務教育学校（後期課程）特別の教科 道徳用教科用図書及び小・中・義務教育学校特別支援学級用教科用図書の選定結果の送付を受けたので、別紙のとおり採択することについて、議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

私たち教育委員も、教科書については貸していただき、事前に中身を確認しました。膨大な量になりましたが、どれも工夫を凝らしており立派な教科書だと思いました。

ところで、先日、学び創造プロジェクトとして、西那須野中学校を視察してまいりました。特別支援の生徒の授業も視察しました。3クラスありましたが、生徒によって、少し差があるかなと感じました。特別支援の授業の場合、指定された図書の中から先生が選ぶ方法となっていますが、先ほどの事務局の説明では廃版になっている図書が一部あるとのことでした。それほど、廃版の図書は多くないので、授業の実施において、特に支障は生じていないと理解してよろしいでしょうか。

○学校教育課長

はい。大丈夫です。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

私は特に道徳の教科書について楽しく読ませていただきました。どの教科書もよくできていたと思いましたが、今回、中学校の道徳の教科書として選ばれた東京書籍のものは、特にテーマのバランスが良かったと思います。また、マンガを使用して生徒の興味を引くような作りになっていたのも良かったと思います。ボリュームも比較的薄めで軽い作りだったので、生徒も取っ付き易いと感じました。

教師用の指導書や教材も確認しましたが、先生たちの授業がやり易いような内容でした。以上です。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

特別支援学級のお子さんの教科書ですが、それは「教科書」として発売・発行されている訳ではなく、一般書店で売っているものを教科書として取り扱うということなのではないでしょうか。そして、今回、教科書として取り扱うための図書を選んだと理解してよろしいでしょうか。

○学校教育課長

はい。

○神島委員

今回、中学校・義務教育学校後期課程用の道徳の教科書を新しく選びましたが、道

徳という教科を専門とする先生はいるのでしょうか。

○学校教育課長

基本的に中学校の教員の場合、教科が専門となります。しかし、今回、特別の教科道徳となりましたが、これまで教科で採用されていますので、道徳の専門の教員はいません。ただし、各教員とも様々な分野を研究しており、その中で、道徳をテーマに研究している教員はおります。

○神島委員

これからは道徳を専門にした先生が出てくる可能性はあるのでしょうか。

○学校教育課長

現在のところ、道徳の教員免許は制度上ありません。しかしながら、既に、長く道徳を専門に研究し、周りからも認められている先生が出てきています。これからは、そういった先生を中心に、この「考え、議論する道徳」が広がっていくのではないかと考えています。

いずれにせよ、自分の本来の専門の教科に比べれば苦手という先生もいると思います。だからこそ、先生が指導し易いという点が教科書選定でのポイントになったのだと思います。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

今回、私が教育委員を代表して教科用図書の採択地区協議会の委員として出席させていただきました。先ず、調査員を務めている先生たちにおかれましては、大変、細かく各社の教科書をチェックしていただきました。そして、その調査員から推薦された出版社の教科書が採用されたという点について御報告したいと思います。

特に、今回の特別教科の道徳に関して、調査員の先生が仰っていたのは、栃木県で推進している「教え、育てる道徳教育」の視点から最も合致しているということでした。その結果、委員全員の挙手で、何の反対意見もなく選ばれた教科書です。私も良い教科書が選ばれたと感じております。

以上、報告を兼ねた意見になります。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第2号「平成31年度使用教科用図書の採択について」は原案のと

おり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

(10分間休憩)

＜議案第3号～議案第7号について＞

○大宮司教育長

次に、議案第3号「那須塩原市公民館条例施行規則の一部改正について」から議案第7号「那須塩原市田舎ランド鳴内条例施行規則の一部改正について」を一括で議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐

【提案理由（議案第3号）】

那須塩原市公民館の開館日を増加し、利用者の利便性向上を図るため、那須塩原市公民館条例施行規則の一部改正を行うもので、教育委員会の議決を求める。

【提案理由（議案第4号）】

那須塩原市いきいきふれあいセンターの開館日を増加し、利用者の利便性向上を図るため、那須塩原市いきいきふれあいセンター条例施行規則の一部改正を行うもので、教育委員会の議決を求める。

【提案理由（議案第5号）】

那須塩原市ワンプク館の開館日を増加し、利用者の利便性向上を図るため、那須塩原市ワンプク館条例施行規則の一部改正を行うもので、教育委員会の議決を求める。

【提案理由（議案第6号）】

那須塩原市那須野が原博物館の開館日を増加し、利用者の利便性向上を図るため、那須塩原市那須野が原博物館条例施行規則の一部改正を行うもので、教育委員会の議決を求める。

【提案理由（議案第7号）】

那須塩原市田舎ランド鳴内の開館日を増加し、利用者の利便性向上を図るため、那須塩原市田舎ランド鳴内条例施行規則の一部改正を行うもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

補足になりますが、一部の公民館は複合施設になっており、別な名称での位置付けがあります。例えば、黒磯公民館の場合いきいふれあいセンターを、南公民館の場合ワンパク館を兼ねています。そのこともあり、何本もの規則の改正が生じています。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

12月28日から1月4日までの休館を、職員の休暇に合わせて12月29日から1月3日までの休館に変えるという点について、確かに利用者の目線では大変良いことだと思いますが、今まで12月28日と1月4日のとき、職員はどうしていたのでしょうか。

○生涯学習課長補佐

職員については勤務日になりますので、基本は勤務となりますが、年休を取得して休んでいる職員もいました。公民館の場合、休日出勤が多いために、この日を利用して休みをとっていたという実態もあります。

○田村委員

今回の案件は、利用者側からの要請に基づくものではないということでしょうか。

○生涯学習課長補佐

年末年始の開館について、強く市民から要望があったとは聞いておりません。

ちなみに、年末年始の休館について、栃木県内の14市中10市が12月29日から1月3日までとしております。本市も含めた残り4市が12月28日から1月4日までの休館となっております。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第3号「那須塩原市公民館条例施行規則の一部改正について」から議案第7号「那須塩原市田舎ランド鴨内条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

＜議案第８号について＞

○大宮司教育長

次に、議案第８号「那須塩原市奨学生募集要項について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市奨学生を募集するに当たり、那須塩原市奨学生選考委員会の意見を踏まえ、その実施に関し必要な事項をまとめた募集要項を別冊のとおり作成したので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

先日の２３日に奨学生選考委員会が開かれ、教育委員からの委員として神島委員と私が出席しました。委員からは様々な意見が示され、長時間の会議になりましたが、会議で示された意見がほぼ反映された内容になっていると思います。大変、ありがたいと思います。以上、感想です。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

臼井委員から話がありましたように、私も奨学生選考委員会に出席しました。委員からは、できるだけ受給される側から見た文言を配慮するような意見もありました。また、これまでも制度については、フレキシブルに対応し、実情に応じた内容に変えてきました。大変良いことだと思います。例えば、英検準一級が足かせになっていたため、条例を改正したこともあります。

そこで、今後は、条例を変えなくても、委員会の意見によって、フレキシブルに対応できるような形になったのでしょうか。

○教育総務課長

確かに、条例に規定があると運用を変えるのが難しくなります。大きな部分では条例を改正したため、今後は、細かい運用について、委員会の中で柔軟に対応できるようになりました。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

私は、昨年選考委員会に出席させていただきました。委員会に出席されている委員の方たちは、本当に発言力があり、また、細かいところにまで目が届くという印象があります。そこで、今回の海外留学における選考基準として、給付と貸与について「経済状況」が追加になりましたが、どういう考え方で、今回、入ったのかお聞きします。

○教育総務課長

これまで、海外留学については、応援型という立場をとり、敢えて「経済状況」の基準は設けていませんでした。しかしながら、やはり奨学資金という観点を重視し、国内に準じて、今回、付け加えたものです。

なお、最終的には、国内同様に、経済状況を点数化し、その他学業上の点数を加味し、さらに給付の場合、面接の点数を加え、それらの合計点数で選考します。

○大澤委員

私は、今説明がありました「応援型」という考えを気に入っていましたが、国内の考え方に合わせたという点で理解しました。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第8号「那須塩原市奨学生募集要項について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第1号～報告第4号について>

○大宮司教育長

次に、報告に入ります。報告第1号「那須塩原市多目的研修センター条例施行規則の一部改正について」から報告第4号「那須塩原市農村環境改善センター条例施行規

則の一部改正について」、一括して事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐

【報告理由（報告第1号）】

那須塩原市多目的研修センターの開館日を増加し、利用者の利便性向上を図るため、那須塩原市多目的研修センター条例施行規則の一部改正を行うことについて報告する。

【報告理由（報告第2号）】

那須塩原市高林活力倍增センターの開館日を増加し、利用者の利便性向上を図るため、那須塩原市高林活力倍增センター条例施行規則の一部改正を行うことについて報告する。

【報告理由（報告第3号）】

那須塩原市鍋掛地域コミュニティセンターの開館日を増加し、利用者の利便性向上を図るため、那須塩原市鍋掛地域コミュニティセンター条例施行規則の一部改正を行うことについて報告する。

【報告理由（報告第4号）】

那須塩原市農村環境改善センターの開館日を増加し、利用者の利便性向上を図るため、那須塩原市農村環境改善センター条例施行規則の一部改正を行うことについて報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

考え方としては、先ほどの議案第3号から第7号の案件と同じでございます。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

<報告第5号について>

○大宮司教育長

次に、報告第5号「那須塩原市那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会貸付金貸付要綱の制定について」、事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐

【報告理由】

日本遺産を通じた地域活性化事業を行う那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会に

対し事業実施のための資金を貸付けるため、新たに要綱を制定することについて報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

どのような事業の実施を予定しているのでしょうか。

○生涯学習課長補佐

国の補助事業上、対象になるのが、人材育成、情報発信、調査・研究、周辺整備という4つの事業になっております。

今回、国に申請した事業計画として、人材育成については地元のガイド養成に係る費用、情報発信についてはテレビや雑誌等のメディア露出に要する費用、調査・研究については観光客の需要調査に係る費用、周辺整備については那須野が原博物館の道の駅等への電子掲示板の設置に係る費用を計上しております。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

<報告第6号～報告第9号について>

○大宮司教育長

次に、報告第6号「那須塩原市PTA連絡協議会補助金交付要綱の制定について」から報告第9号「那須塩原市ボーイスカウト・ガールスカウト補助金交付要綱の制定について」、一括して事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐

【報告理由（報告第6号）】

那須塩原市PTA連絡協議会へ補助金を交付する要綱がないため、新たに要綱を制定することについて報告する。

【報告理由（報告第7号）】

市内の郷土芸能団体の活動に対し補助金を交付する要綱がないため、新たに要綱を制定することについて報告する。

【報告理由（報告第 8 号）】

那須塩原市少年指導員会へ補助金を交付する要綱がないため、新たに要綱を制定することについて報告する。

【報告理由（報告第 9 号）】

市内のボーイスカウト又はガールスカウトに対し補助金を交付する要綱がないため、新たに要綱を制定することについて報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

<報告第 10 号について>

○大宮司教育長

次に、報告第 10 号「那須塩原市青少年健全育成協議会委員の任命について」、事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐

【報告理由】

那須塩原市青少年健全育成協議会条例第 3 条及び同条例施行規則第 2 条の規定に基づき、協議会の委員を任命するため報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

<報告第 11 号及び報告第 12 号について>

次に、報告第 11 号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第 12 号「平成 30 年度準要保護児童生徒の認定について」、一括して事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第 1 1 号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第 1 2 号）】

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。